

四半期報告書

(第88期第2四半期)

アサヒグループホールディングス株式会社

(旧会社名 アサヒビール株式会社)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	14
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	26
3 【役員の状況】	26
第5 【経理の状況】	27
1 【四半期連結財務諸表】	28
2 【その他】	45
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	46

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第88期第2四半期(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)
【会社名】	アサヒグループホールディングス株式会社 (旧会社名 アサヒビール株式会社)
【英訳名】	Asahi Group Holdings, Ltd. (旧英訳名 ASAHI BREWERIES, LTD.) (注)平成23年3月25日開催の第87回定時株主総会の決議により、平成23年7月1日付で会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 泉 谷 直 木
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	東京03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部門ゼネラルマネジャー 奥 田 好 秀
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	東京03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部門ゼネラルマネジャー 奥 田 好 秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第87期 第2四半期 連結累計期間	第88期 第2四半期 連結累計期間	第87期 第2四半期 連結会計期間	第88期 第2四半期 連結会計期間	第87期
会計期間	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (百万円)	667,411	651,661	383,289	371,438	1,489,460
経常利益 (百万円)	27,864	41,256	29,746	30,704	101,142
四半期(当期)純利益 (百万円)	15,544	16,272	15,539	12,636	53,080
純資産額 (百万円)	—	—	579,574	624,107	612,670
総資産額 (百万円)	—	—	1,388,301	1,357,607	1,405,358
1株当たり純資産額 (円)	—	—	1,239.35	1,338.01	1,315.51
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	33.42	34.96	33.40	27.15	114.10
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	33.38	34.94	33.38	27.12	114.00
自己資本比率 (%)	—	—	41.5	45.9	43.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	40,111	19,454	—	—	125,608
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△23,273	△10,182	—	—	△41,790
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△21,203	△8,742	—	—	△90,828
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	13,381	11,557	10,813
従業員数 (名)	—	—	17,134	15,750	16,712

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

なお、当社は平成23年7月1日をもって純粋持株会社制に移行するため、当社の酒類事業を会社分割により当社の100%子会社に承継いたしました。また、当社は同日付で「アサヒビール株式会社」から「アサヒグループホールディングス株式会社」に商号変更するとともに、その事業目的を純粋持株会社制移行後の事業に合わせて変更しております。

3 【関係会社の状況】

(1) 新規

当第2四半期連結会計期間から、㈱ミチノクは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 除外

当第2四半期連結会計期間から、アサヒビール園㈱は連結子会社との合併のため、連結の範囲から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数(名)	15,750 (4,659)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 臨時従業員数は()内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数(名)	3,558
---------	-------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。なお、上記に含まれる提出会社への出向者数は、169名であります。
2 上記の他に関係会社等への出向者615名、嘱託190名が在籍しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	数量又は金額	単位	前年同四半期比 (%)
国内酒類	605,179	KL	—
国内飲料	90,277	百万円	—
国内食品	25,329	百万円	—
国際酒類飲料等	19,725	百万円	—
その他	8	百万円	—

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
 2 国内酒類の生産数量及び国内飲料、国内食品の生産高には、外部への製造委託を含めております。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(2) 受注実績

当社では受注生産はほとんど行っておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額	前年同四半期比 (%)
国内酒類	220,357 百万円	△7.2
国内飲料	90,568 百万円	10.8
国内食品	24,580 百万円	1.2
国際酒類飲料等	20,368 百万円	△13.1
その他	15,562 百万円	△5.7
合計	371,438 百万円	△3.1

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
国分(株)	42,014	11.0	40,723	11.0
伊藤忠食品(株)	39,349	10.3	43,733	11.8

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに認識した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績

当第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日～6月30日）におけるわが国経済は、海外経済の回復などにより一部に持ち直しの動きが見られたものの、3月に発生した東日本大震災の影響による企業の生産活動の低下や個人消費の停滞などにより、引き続き厳しい状況となりました。

酒類業界におきましては、マーケット全体の低迷や消費者の嗜好の多様化に加えて、東日本大震災の影響などにより、ビール類全体の課税移出数量は前年同期比7.8%減となりました。

このような状況の下、当第2四半期連結会計期間の売上高は3,714億3千8百万円（前年同期比3.1%減）となりました。また、利益につきましては、営業利益は290億3千万円（前年同期比6.9%増）、経常利益は307億4百万円（前年同期比3.2%増）、四半期純利益は126億3千6百万円（前年同期比18.7%減）となりました。

当四半期のセグメントごとの概況

（単位：百万円）

	売上高	前期増減	前年同期比	営業利益	前期増減	前年同期比
国内酒類	220,357	△16,973	△7.2%	23,114	△609	△2.6%
国内飲料	90,568	8,854	10.8%	6,283	2,941	88.0%
国内食品	24,580	287	1.2%	1,018	△243	△19.3%
国際酒類飲料等	20,368	△3,075	△13.1%	△1,819	143	—
その他	15,562	△944	△5.7%	513	△220	△30.0
調整額	—	—	—	△79	△131	—
合計	371,438	△11,851	△3.1%	29,030	1,879	6.9%

（注）第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しており、前第2四半期連結会計期間の金額を同基準に準拠し算出して比較しております。

国内酒類事業

酒類事業につきましては、主力商品のブランド強化や、新たな需要喚起に向けた活動を徹底するとともに、経営環境の変化に左右されない収益基盤の強化に取り組みました。

(ビール・発泡酒・新ジャンル)

ビールについては、基幹ブランドである『アサヒスーパードライ』のブランド強化に注力し、シンガーソングライター・俳優として活躍している福山雅治氏を起用した広告展開を継続し、ブランド価値の向上に向けた情報発信や販売促進活動を強化しました。

発泡酒については、『アサヒスタイルフリー』において、“うまい糖質ゼロ”※1という特長を訴求した各種販売促進活動を展開することなどにより、既存ユーザーの定着に向けた取組みを進めるとともに、新たなユーザーの獲得を図りました。

新ジャンルについては、主力ブランドである『クリアアサヒ』において、新たな広告を展開するなど、ブランド力の向上に取り組みました。また、“糖質70%オフ”“プリン体80%オフ”※3の『アサヒオフ』や、“新ジャンルに、麦100%”※2の『アサヒ一番麦』といった多様化するニーズに対応したラインアップを展開することにより、更なる存在感の向上に努めました。

以上のとおり取組みを進めたものの、東日本大震災が発生した3月中旬以降、生産・物流拠点の一部が被災した影響などによって、主力ブランドの商品供給を最優先とし、販売促進活動や新商品の発売を延期した結果、ビール類トータルの課税移出数量は前年同期比8.4%減となりました。

※1 栄養表示基準に基づき、糖質0.5g(100ml当たり)未満を“糖質ゼロ”としております。

※2 ホップ(0.5%未満)を除き、麦由来原料[麦芽・大麦・スピリッツ(大麦)]のみを使用していることから“麦100%”としております。

※3 発泡酒をベースとした当社「リキュール(発泡性)①」商品との比較になります。

(焼酎・低アルコール飲料・洋酒・ワイン)

焼酎においては、主力ブランドの『かのか』のブランド強化を図り、特に『芋焼酎 かのか黒麹仕込み』で積極的な販売促進活動に努めました。また、『本格芋焼酎 薩摩こく紫』の飲食店様向けのキャンペーンを実施するなど、取扱い店舗の拡大を図りました。

低アルコール飲料においては、主力ブランドの『アサヒSlat(すらっと)』『アサヒカクテルパートナー』『アサヒチューハイ果実の瞬間』のブランド育成に取り組みました。また、昨年コンビニエンスストア限定で発売したヘビーユーザー向け商品『アサヒスパークス』の販路を全業態に広げるなど、新たな価値提案の拡大にも努めました。

洋酒においては、基幹ブランドの『ブラックニッカクリアブレンド』『竹鶴』のブランド強化・育成に取り組みました。特にハイボール人気が高まるなか、5月に缶入りの『ブラックニッカハイボール』を新発売し、さらに飲食店様向けには『ブラックニッカクリアブレンド樽詰めハイボール』の展開を進めました。

ワインにおいては、国産ワインでは5月に『リラ』を新発売し、新たにご家庭でワインを楽しんでいただけるシーンの提案をいたしました。輸入ワインではイタリアの『アンティノリ』やチリの『カリテラ』といった低価格ワインの販売を強化するなど、品揃えの充実を図りました。

しかしながら、東日本大震災による資材調達や物流網の回復の停滞、また、低アルコール飲料では製造・物流拠点の一部が被災し、主力商品の大半を販売休止したことなどにより、ビール類以外のカテゴリー合計の売上高は前年同期比4.6%減となりました。

以上の結果により、酒類事業の売上高は、前年同期比7.2%減の2,203億5千7百万円となりました。また、営業利益は前年同期比2.6%減の231億1千4百万円となりました。

国内飲料事業

飲料事業につきましては、中核会社である「アサヒ飲料株式会社」が、主力ブランドである『ワンダ』『三ツ矢』『アサヒ十六茶』を中心としたブランドの強化・育成を積極的に進め、成長基盤の磐石化に取り組みました。東日本大震災の影響などにより一部商品の発売中止や発売延期があったものの、新商品の発売や積極的な広告販促活動を展開した『ワンダ』が好調に推移し、また、昨年7月に発売した『アサヒ六甲のおいしい水』の上乗せ効果もあり、同社の売上数量は、前年同期比14.8%の増加となりました。

以上の結果、飲料事業の売上高は、前年同期比10.8%増の905億6千8百万円となりました。営業利益は、主に販売数量の増加や広告費を中心とした固定費の抑制などにより、前年同期比88.0%増の62億8千3百万円となりました。

国内食品事業

「アサヒフードアンドヘルスケア株式会社」については、指定医薬部外品『エビオス錠』やサプリメント『ディアナチュラ』などの主要商品に加え、ダイエットサポート食品『スリムアップスリム』や栄養調整食品『1本満足バー』なども好調に推移したことなどにより、売上高が前年同期より伸長しました。

また、「和光堂株式会社」については、主力のベビーフードのレトルトパウチ食品『グーグーキッチン』でアイテムの拡充を図ったことなどにより、前年同期の売上高を上回りました。

「天野実業株式会社」については、流通販売事業において、主力商品のフリーズドライ味噌汁や『にゅうめん』『小さめどんぶり』が引き続き好調に推移したことに加え、スーパー等での取扱店舗が大幅に増加したことにより、売上高を順調に拡大することができました。

以上の結果、食品事業の売上高は、東日本大震災の影響を受けたものの、グループ各社が主力商品のブランド強化に取り組んだことにより、前年同期比1.2%増の245億8千万円となりました。営業利益は、前年同期比19.3%減の10億1千8百万円となりました。

国際酒類飲料等事業

国際酒類事業につきましては、重点市場である中国において、「青島啤酒股份有限公司」とのパートナーシップの強化により、青島ブランドの受託製造量が増加したことに加え、アサヒブランドの販売数量も前年同期を上回るなど、順調に推移しました。また、アジア・オセアニア市場をはじめ中国以外の地域でも、現地のパートナーとの提携強化を図りました。これらに加え、『アサヒスーパードライ』においては、ブランド力強化に向けてさらなる品質向上などに取り組んでおり、特に、韓国、タイ、オーストラリア及び英国において販売数量が計画を上回るなど、海外市場における販売は好調に推移しました。

国際飲料事業につきましては、豪州において「SCHWEPPES AUSTRALIA PTY LIMITED」で主要商品を中心にブランド強化に向けた投資を積極的に行う一方で、販売体制の強化や生産面・物流面での効率化を図るなど収益基盤の強化を図りました。

以上の結果、中国やオーストラリアの売上高は堅調に推移しましたが、1月に売却しました韓国飲料事業の売上高が連結対象外となったことなどにより、国際事業全体の売上高は、前年同期比13.1%減の203億6千8百万円となりました。

営業損益は、中国ビール事業の収益性の向上と韓国飲料事業の売却に伴う収益改善などにより、前年同期に比べ1億4千3百万円改善し、18億1千9百万円の損失となりました。

その他の事業

外食、卸等その他事業については、売上高は前年同期比5.7%減の155億6千2百万円となりました。一方、営業利益は前年同期比30.0%減の5億1千3百万円となりました。

(2)資産、負債及び純資産の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて477億5千1百万円減少しました。これは、主に受取手形及び売掛金や有形固定資産が減少したことによるものです。なお、受取手形及び売掛金の減少は、最も大きい会計年度末に比べて減少する季節的な要因も含まれております。

負債は、前連結会計年度末に比べて591億8千8百万円減少しました。これは、主に支払手形及び買掛金、未払法人税等の減少や、借入金等の返済による金融債務（短期借入金、1年内償還予定の社債、コーポレート・ペーパー、社債、長期借入金の合計）の減少によるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ114億3千6百万円増加しました。これは、主に豪ドルなどの為替変動に伴い為替換算調整勘定が増加したことや、四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したことなどによるものです。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の43.6%から45.9%に増加しました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は115億5千7百万円となり、前連結会計年度末に比べて7億4千4百万円増加しました。

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは508億7百万円の収入となりました。前年同期との比較では、主に税金等調整前四半期純利益の減少などにより、76億2千9百万円の収入減となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出や有形固定資産の売却による収入を計上した結果、29億3千9百万円の支出となりました。前年同期との比較では、主に、前年実施した事業譲受による支出がなくなったことや、有形固定資産の売却による収入の計上により、91億5千7百万円の支出減となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に金融債務の返済を行い550億2千4百万円の支出となりました。前年同期との比較では、55億7千6百万円の支出増となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

①基本方針の内容（概要）

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの企業価値の源泉である“魅力ある商品づくり”“品質・ものづくりへのこだわり”“お客様へ感動をお届けする活動”や有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付に対し、それを抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

②基本方針実現のための取組み（概要）

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、「自然のめぐみを、食の感動へ。『世界品質』で信頼される企業を目指す」という「長期ビジョン2015」を策定し、それを達成するために平成22年度から「中期経営計画2012」への取組みを開始いたしました。

「中期経営計画2012」では、企業価値向上のために、強みである“ものづくり力”を更に強化するとともに、製品、経営、人材など企業活動全ての品質を世界で通用するレベルに高め、既存事業の収益性向上を柱に、新たな成長軌道の確立を目指していきます。

また、同時にコーポレートブランドステートメントを「その感動を、わかちあう。」と制定し、グループ企業全体でお客様、社会にご提供する価値を明確にいたしました。

当社では、グループ経営理念に規定されている企業としての存在意義に基づき、コーポレートブランドステートメントで示したグループとしての提供価値を追求し、「長期ビジョン2015」の達成に向けた「中期経営計画2012」を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

また、当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレートガバナンスの更なる強化を図っていく予定です。

当社においては、平成12年3月30日に執行役員制度を導入したことにより、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における監督機能の強化に努めてまいりました。これに加え、社外役員の選任や、取締役会の下部組織であり社外取締役も委員となっている「指名委員会」及び「報酬委員会」の設置により、社外役員によるチェックが機能しやすい体制としております。

なお、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、平成19年3月27日開催の第83回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み<買収防衛策>

当社は、平成22年2月8日開催の取締役会において、①で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の更新を決議し、平成22年3月26日開催の第86回定時株主総会において、本プランの更新につき承認を得ております。

本プランは、以下のイ又はロに該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

イ. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

ロ. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求めます。その後、当社の定める書式により買付内容等の検討に必要な情報等を記載した買付説明書の提出を求めます。当社は、買付説明書の内容を経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に提供し、その評価・検討を経るものとします。独立委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。独立委員会は、買付者等から提出された情報が不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は本プランに定める買付等が、イ．当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合、ロ．強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合、ハ．買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適切な買付等である場合、の該当可能性が問題となっている場合には、本新株予約権無償割当ての実施に関して株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付することができるものとします。本新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式最大1株を取得することができます。また、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとし、当該取締役会が株主の意思を確認することが適切と判断し株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

本プランの有効期間は、平成22年3月26日開催の第86回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

なお、本プランにおいて、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

③具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

②(a)に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、①に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、②(b)に記載した本プランも、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(a)株主意思を重視するものであること

- イ. 本プランは、平成22年3月26日開催の第86回定時株主総会において承認されたこと。
- ロ. 有効期間が、上記定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに限定されていること。
- ハ. 取締役の任期を1年としており、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映させることが可能であること。

(b)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社取締役会は、本プランの更新にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しました。独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役、又は当社が独立委員会規則に定める要件を満たす有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任した3名以上の委員により構成されています。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が上記規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断（勧告）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して、会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(c)合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5)研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は、24億6千万円であります。なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画していた設備計画は、電力供給に不安定感が増す中、ビール類の需要が高まる当連結会計年度末でも、商品を安定してお客様及びお得意先様にお届けすることを目的として、除却等の予定時期を次のように変更しました。

提出会社

事業場名 (所在地)	事業の種類別 セグメント	設備の内容	除却等の予定時期	除却等による減少能力
西宮工場 (兵庫県西宮市)	国内酒類	ビール等製造設備	平成24年8月	14%程度 (注)

(注) 西宮工場閉鎖により、当社吹田工場に主な生産機能を集約する予定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,305,309
計	972,305,309

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	483,585,862	483,585,862	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり権利内容に制限のない標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	483,585,862	483,585,862	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの、新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の行使を含む。)による株式の発行数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2023年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成20年5月29日発行）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数	35,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	16,611,295株 ※1
新株予約権の行使時の払込金額	2,107円 ※2
新株予約権の行使期間	平成20年6月12日から 平成35年5月12日まで ※3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,107円 資本組入額 1,054円 ※4
新株予約権の行使の条件	平成23年5月29日までは、新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	該当事項なし ※5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※6
新株予約権付社債の残高	35,138百万円

※ 1 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を※2記載の新株予約権の行使時の払込金額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

※ 2 ①各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
②新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額という。）は、2,107円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

※ 3 ①当社の選択による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023年5月12日より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、取得通知の翌日から取得日までの間又は取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

- ※ 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- ※ 5 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ※ 6 ①組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、
 (i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- ②上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- (イ) 新株予約権の数
 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する新株予約権付社債に係る新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 新株予約権の目的である株式の種類
 承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である株式の数
 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。
 なお、転換価額は※2②と同様の調整に服する。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
 当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (ヘ) その他の新株予約権の行使の条件
 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ト) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ) 組織再編等が生じた場合
 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- (リ) その他
 承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

③当社は、上記①の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成20年5月29日発行）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数	35,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	17,073,170株 ※7
新株予約権の行使時の払込金額	2,050円 ※8
新株予約権の行使期間	平成20年6月12日から 平成40年5月12日まで ※9
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,050円 資本組入額 1,025円 ※10
新株予約権の行使の条件	平成26年5月29日までは、新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	該当事項なし ※11
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※12
新株予約権付社債の残高	35,000百万円

※7 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を※8記載の新株予約権の行使時の払込金額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

※8 ①各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

②新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額という。）は、2,050円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- ※ 9 ①当社の選択による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2028年5月12日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、取得通知の翌日から取得日までの間又は取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。
- また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。
- ※ 1 0 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- ※ 1 1 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ※ 1 2 ①組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（i）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ii）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（iii）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- ②上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- （イ）新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する新株予約権付社債に係る新株予約権の数と同一の数とする。
- （ロ）新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- （ハ）新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従う。なお、転換価額は※8②と同様の調整に服する。
- （i）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- （ii）上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- （ニ）新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- （ホ）新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- （ヘ）その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (ト) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- (リ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- ③ 当社は、上記①の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

③ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。

株主総会の特別決議（平成18年3月30日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	6,190個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	619,000株 ※13
新株予約権の行使時の払込金額	1,688円 ※14
新株予約権の行使期間	平成20年3月30日から 平成28年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,688円 資本組入額 844円
新株予約権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※13 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

但し、※14の規定に従い行使価額が調整されたときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

なお、調整前行使価額は、※14に定める行使価額調整式(以下「行使価額調整式」という。)による調整前行使価額を意味し、調整後行使価額は同調整式による調整後行使価額を意味する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前行使価額 / 調整後行使価額

なお、各対象者に付与された新株予約権の目的となる株式の数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※14 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、自己株式の処分をする場合、または時価を下回る価額をもって当社の株式を取得することができる新株予約権もしくはかかる新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{\text{分割} \cdot \text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」に、「分割・新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとし、※13において必要に応じて同様の読み替えを行うものとする。行使価額

調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額調整式の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を適用する。

- ④ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成17年3月30日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	5,805個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	580,500株 ※15
新株予約権の行使時の払込金額	1,374円 ※16
新株予約権の行使期間	平成19年3月30日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,374円 資本組入額 687円
新株予約権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- ※15 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

但し、※16の規定に従い行使価額が調整されたときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

なお、調整前行使価額は、※16に定める行使価額調整式(以下「行使価額調整式」という。)による調整前行使価額を意味し、調整後行使価額は同調整式による調整後行使価額を意味する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前行使価額 / 調整後行使価額

なお、各対象者に付与された新株予約権の目的となる株式の数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ※16 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、自己株式の処分をする場合、または時価を下回る価額をもって当社の株式を取得することができる新株予約権もしくはかかる新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{\text{分割} \cdot \text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」に、「分割・新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとし、※15において必要に応じて同様の読み替えを行うものとする。行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額調整式の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を適用する。

- ⑤ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成16年3月30日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	4,656個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	465,600株 ※17
新株予約権の行使時の払込金額	1,205円 ※18
新株予約権の行使期間	平成18年3月30日から 平成26年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,205円 資本組入額 603円
新株予約権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 特別な理由により解任の場合は権利消滅
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※17 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

※18 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合は含まない。)するときは、次の計算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

- ⑥ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成15年3月28日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	88個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	88,000株 ※19
新株予約権の行使時の払込金額	830円 ※20
新株予約権の行使期間	平成17年3月28日から 平成25年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 830円 資本組入額 830円
新株予約権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 特別な理由により解任の場合は権利消滅
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※19 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

※20 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合は含まない。)するときは、次の計算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

⑦ 旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの新株引受権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成14年3月28日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株引受権の数	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株引受権の目的となる株式の数	207,900株
新株引受権の行使時の払込金額	1,090円
新株引受権の行使期間	平成17年1月1日から 平成24年3月27日まで
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,090円 資本組入額1,090円
新株引受権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 特別な理由により解任の場合は権利消滅
新株引受権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	—

(注) 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受証券による権利行使の場合は含まない。)するときは、次の計算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	483,585	—	182,531	—	130,292

(6) 【大株主の状況】

平成23年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	22,616	4.68
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	22,487	4.65
旭化成株式会社	大阪府大阪市北区中之島3-3-23	18,785	3.88
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	16,920	3.50
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	16,883	3.49
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4-16-13)	10,742	2.22
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	9,028	1.87
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3-11-1)	8,469	1.75
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	8,126	1.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A (東京都中央区日本橋3-11-1)	7,421	1.53
計	—	141,479	29.26

(注) 1 当社は自己株式を18,108千株(発行済株式総数に対する所有株式の割合3.74%)保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 上記所有株式数のほか、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 23,313千株

日本マスタートラスト銀行株式会社 11千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 18,108,200	—	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
	(相互保有株式) 9,400	—	同上
完全議決権株式(その他)	464,683,000	4,646,830	同上
単元未満株式	785,262	—	—
発行済株式総数	483,585,862	—	—
総株主の議決権	—	4,646,830	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社保有の自己株式89株及び相互保有株式(今泉酒類販売株式会社)2株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,800株(議決権の数28個)含まれております。

3 「完全議決権株式(自己株式等)」「完全議決権株式(その他)」「単元未満株式」は、全て普通株式であります。

② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋 一丁目23番1号	18,108,200	—	18,108,200	3.74
(相互保有株式) 今泉酒類販売株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町 大字仲原1771番地の1	9,400	—	9,400	0.00
計	—	18,117,600	—	18,117,600	3.75

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	1,593	1,609	1,598	1,513	1,606	1,643
最低(円)	1,516	1,518	1,298	1,363	1,485	1,546

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場です。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役		常務取締役 兼 常務執行役員		小路 明善	平成23年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,359	11,534
受取手形及び売掛金	230,941	274,379
商品及び製品	82,228	64,178
原材料及び貯蔵品	29,293	31,180
繰延税金資産	15,303	14,622
その他	37,208	30,842
貸倒引当金	△3,732	△5,685
流動資産合計	403,601	421,052
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	396,210	398,687
減価償却累計額	△229,837	△224,957
建物及び構築物（純額）	166,372	173,729
機械装置及び運搬具	493,095	489,228
減価償却累計額	△368,395	△357,706
機械装置及び運搬具（純額）	124,700	131,522
その他	143,974	141,789
減価償却累計額	△80,057	△79,224
その他（純額）	63,916	62,565
土地	175,990	182,569
建設仮勘定	4,359	6,714
有形固定資産合計	535,339	557,100
無形固定資産		
のれん	83,252	84,172
その他	35,628	37,640
無形固定資産合計	118,881	121,812
投資その他の資産		
投資有価証券	232,358	235,685
繰延税金資産	31,776	30,450
その他	41,154	45,156
貸倒引当金	△5,504	△5,900
投資その他の資産合計	299,784	305,392
固定資産合計	954,005	984,305
資産合計	1,357,607	1,405,358

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	86,756	102,948
短期借入金	57,304	69,259
1年内償還予定の社債	10,000	15,000
未払酒税	104,775	119,338
未払法人税等	7,871	32,493
預り金	19,706	19,609
コマーシャル・ペーパー	35,000	14,000
賞与引当金	2,976	2,817
その他	129,839	124,406
流動負債合計	454,230	499,874
固定負債		
社債	125,138	135,144
長期借入金	74,399	78,019
退職給付引当金	21,879	24,738
役員退職慰労引当金	324	597
資産除去債務	479	—
繰延税金負債	4,727	4,831
その他	52,319	49,481
固定負債合計	279,269	292,813
負債合計	733,500	792,688
純資産の部		
株主資本		
資本金	182,531	182,531
資本剰余金	150,861	150,910
利益剰余金	305,341	295,228
自己株式	△28,544	△28,721
株主資本合計	610,189	599,948
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,863	198
繰延ヘッジ損益	—	693
為替換算調整勘定	14,487	11,351
評価・換算差額等合計	12,624	12,243
少数株主持分	1,293	478
純資産合計	624,107	612,670
負債純資産合計	1,357,607	1,405,358

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
売上高	667,411	651,661
売上原価	424,307	403,651
売上総利益	243,103	248,010
販売費及び一般管理費	※1 218,410	※1 211,567
営業利益	24,692	36,443
営業外収益		
受取利息	156	166
受取配当金	887	727
デリバティブ評価益	—	3,227
持分法による投資利益	5,090	3,727
その他	834	667
営業外収益合計	6,968	8,517
営業外費用		
支払利息	2,242	1,833
その他	※2 1,554	※2 1,870
営業外費用合計	3,797	3,704
経常利益	27,864	41,256
特別利益		
固定資産売却益	641	189
投資有価証券売却益	1,658	—
関係会社株式売却益	—	2,629
貸倒引当金戻入額	714	1,527
持分変動利益	726	—
その他	63	—
特別利益合計	3,803	4,347
特別損失		
固定資産除売却損	2,401	1,109
投資有価証券売却損	5	—
投資有価証券評価損	844	845
関係会社整理損	390	—
工場再編関連損失	—	※3 721
震災関連費用	—	※4 13,972
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	460
その他	1,219	1,850
特別損失合計	4,860	18,959
税金等調整前四半期純利益	26,807	26,644
法人税等	※5 12,343	※5 10,393
少数株主損益調整前四半期純利益	—	16,250
少数株主損失(△)	△1,080	△21
四半期純利益	15,544	16,272

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	383,289	371,438
売上原価	239,835	227,151
売上総利益	143,454	144,286
販売費及び一般管理費	*1 116,303	*1 115,255
営業利益	27,150	29,030
営業外収益		
受取利息	91	88
受取配当金	726	688
デリバティブ評価益	—	843
持分法による投資利益	3,118	1,908
その他	412	227
営業外収益合計	4,349	3,756
営業外費用		
支払利息	1,138	912
その他	*2 615	*2 1,170
営業外費用合計	1,754	2,082
経常利益	29,746	30,704
特別利益		
固定資産売却益	16	115
投資有価証券売却益	1,650	—
貸倒引当金戻入額	△820	274
その他	63	2
特別利益合計	909	393
特別損失		
固定資産除売却損	1,877	1,050
投資有価証券売却損	0	—
投資有価証券評価損	656	—
関係会社整理損	390	—
工場再編関連損失	—	*3 721
震災関連費用	—	*4 7,045
その他	1,219	1,491
特別損失合計	4,144	10,309
税金等調整前四半期純利益	26,511	20,788
法人税等	*5 11,522	*5 7,832
少数株主損益調整前四半期純利益	—	12,956
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△550	319
四半期純利益	15,539	12,636

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	26,807	26,644
減価償却費	29,672	29,582
のれん償却額	3,004	2,759
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,042	△1,596
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△914	△1,526
受取利息及び受取配当金	△1,044	△894
支払利息	2,242	1,833
持分法による投資損益 (△は益)	△5,090	△3,727
投資有価証券評価損益 (△は益)	844	845
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	△2,629
固定資産除売却損益 (△は益)	1,759	919
売上債権の増減額 (△は増加)	33,118	40,867
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,267	△17,585
仕入債務の増減額 (△は減少)	△14,161	△13,948
未払酒税の増減額 (△は減少)	△8,460	△14,562
その他	2,535	9,828
小計	61,086	56,806
利息及び配当金の受取額	5,757	4,488
利息の支払額	△2,054	△2,017
法人税等の支払額	△24,679	△39,823
営業活動によるキャッシュ・フロー	40,111	19,454
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△12,330	△10,883
有形固定資産の売却による収入	843	3,900
無形固定資産の取得による支出	△2,054	△1,292
投資有価証券の取得による支出	△5,924	△788
投資有価証券の売却による収入	2,568	—
子会社株式の取得による支出	△41	—
営業譲受による支出	△5,339	—
貸付けによる支出	△826	△358
貸付金の回収による収入	1,511	476
その他	△1,680	△1,237
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,273	△10,182

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,302	19,088
リース債務の返済による支出	△1,284	△2,258
長期借入れによる収入	137	—
長期借入金の返済による支出	△22,318	△5,172
社債の発行による収入	20,000	—
社債の償還による支出	△15,000	△15,000
自己株式の取得による支出	△11	△4
配当金の支払額	△5,115	△5,817
その他	86	421
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,203	△8,742
現金及び現金同等物に係る換算差額	△337	79
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,702	608
現金及び現金同等物の期首残高	18,082	10,813
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	135
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	2	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 13,381	※ 11,557

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間から、㈱エルビー（名古屋）は連結子会社との合併のため、また、ヘテ飲料㈱は平成23年1月11日付でLG Household & Health Care Ltd.へ株式を譲渡したため連結の範囲から除外しております。</p> <p>当第2四半期連結会計期間から、㈱ミチノクは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、アサヒビール園㈱は連結子会社との合併のため連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>49社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間から、Yeastock株式会社は重要性が増したため、また、康師傅飲品控股有限公司が関係会社10社を新たに設立したため、持分法適用関連会社の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用会社数</p> <p>非連結子会社1社、関連会社51社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ30百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は491百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。
(四半期キャッシュ・フロー計算書関係) 前第2四半期連結累計期間において区分掲記していた「投資有価証券の売却による収入」(当第2四半期連結累計期間6百万円)は金額が僅少なため、当第2四半期連結累計期間より、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて掲記しております。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一部の連結子会社は、当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。
3. 棚卸資産の評価方法	当社及び一部の連結子会社は、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)			前連結会計年度末 (平成22年12月31日)		
偶発債務			偶発債務		
保証債務			1 保証債務		
銀行借入に対する保証債務等			銀行借入に対する保証債務等		
被保証者	保証金額 (百万円)	摘要	被保証者	保証金額 (百万円)	摘要
従業員	239	銀行借入	従業員	271	銀行借入
その他3件	347	銀行借入等	その他3件	378	銀行借入等
合計	586		合計	650	
			2 割引手形	87 百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
※1	販売費及び一般管理費の主な内訳 販売奨励金及び手数料 74,381 百万円 広告宣伝費 29,554 “ 運搬費 18,042 “ 従業員給与・手当・賞与 33,875 “ 退職給付費用 3,269 “ 減価償却費 6,831 “ のれん償却費 2,792 “	販売費及び一般管理費の主な内訳 販売奨励金及び手数料 78,595 百万円 広告宣伝費 22,050 “ 運搬費 18,451 “ 従業員給与・手当・賞与 33,473 “ 退職給付費用 3,481 “ 減価償却費 7,170 “ のれん償却費 2,546 “
※2	営業外費用その他の中に、持分法適用関連会社の持株会社で発生しているのれん償却額212百万円が含まれております。	同左
※3	—————	国際酒類飲料等事業における収益構造改革に向けた工場再編成による損失であります。
※4	—————	平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う費用について、現時点で認識されている費用を計上しております。
※5	法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。	同左

第2四半期連結会計期間

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
※1	販売費及び一般管理費の主な内訳 販売奨励金及び手数料 41,884 百万円 広告宣伝費 15,797 〃 運搬費 9,964 〃 従業員給与・手当・賞与 17,319 〃 退職給付費用 1,724 〃 減価償却費 3,471 〃 のれん償却費 1,276 〃	販売費及び一般管理費の主な内訳 販売奨励金及び手数料 44,461 百万円 広告宣伝費 13,188 〃 運搬費 10,202 〃 従業員給与・手当・賞与 17,225 〃 退職給付費用 1,765 〃 減価償却費 3,720 〃 のれん償却費 1,312 〃
※2	営業外費用その他の中に、持分法適用関連会社の持株会社で発生しているのれん償却額106百万円が含まれております。	同左
※3	—————	国際酒類飲料等事業における収益構造改革に向けた工場再編成による損失であります。
※4	—————	平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う費用について、現時点で認識されている費用を計上しております。
※5	法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。	同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
※	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 14,803百万円 預金期間が3ヶ月超の定期預金 <u>△1,421 〃</u> 現金及び現金同等物 <u>13,381百万円</u>	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 12,359百万円 預金期間が3ヶ月超の定期預金 <u>△801 〃</u> 現金及び現金同等物 <u>11,557百万円</u>

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末 (平成23年6月30日)
普通株式(株)	483,585,862

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末 (平成23年6月30日)
普通株式(株)	18,108,289

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,817	12.50	平成22年12月31日	平成23年3月28日

(2) 基準日が当第2四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年8月2日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,352	11.50	平成23年6月30日	平成23年9月1日

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

摘要							
	酒類 (百万円)	飲料 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	240,298	101,584	24,293	17,114	383,289	—	383,289
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	4,856	806	481	13,878	20,022	(20,022)	—
計	245,154	102,391	24,774	30,992	403,312	(20,022)	383,289
営業費用	221,932	100,611	23,498	30,209	376,252	(20,113)	356,139
営業利益	23,222	1,779	1,275	782	27,060	90	27,150

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質により区分しております。

2. 各事業の主な製品 (1)酒 類……………ビール、発泡酒、焼酎、ウイスキー他
(2)飲 料……………清涼飲料他
(3)食 品……………食品事業、薬品事業
(4)そ の 他……………不動産事業、外食事業、卸事業、物流事業他

3. 第1四半期連結会計期間より、従来の「食品・薬品」について「食品」へ名称を変更いたしました。
なお、当該変更は、名称変更のみであり、事業区分の方法に変更はありません。

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)

摘要							
	酒類 (百万円)	飲料 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	409,000	181,385	45,584	31,441	667,411	—	667,411
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	7,235	967	899	24,930	34,031	(34,031)	—
計	416,235	182,352	46,483	56,371	701,442	(34,031)	667,411
営業費用	392,776	183,329	45,119	56,097	677,323	(34,605)	642,718
営業利益又は営業損失(△)	23,459	△976	1,363	273	24,119	573	24,692

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質により区分しております。

2. 各事業の主な製品 (1)酒 類……………ビール、発泡酒、焼酎、ウイスキー他
(2)飲 料……………清涼飲料他
(3)食 品……………食品事業、薬品事業
(4)そ の 他……………不動産事業、外食事業、卸事業、物流事業他

3. 当第2四半期連結累計期間における営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額はありません。

4. 第1四半期連結会計期間より、従来の「食品・薬品」について「食品」へ名称を変更いたしました。
なお、当該変更は、名称変更のみであり、事業区分の方法に変更はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年6月30日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメントの情報を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年6月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営陣が経営資源の配分の決定等のために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、国内においては、主に酒類、飲料、食品の製造・販売を行っており、また、海外においては主に酒類、飲料の製造・販売を行っております。

したがって当社グループは「国内酒類」、「国内飲料」、「国内食品」、「国際酒類飲料等」の4つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントと「その他」の区分に属する主な製品及びサービスの種類は以下のとおりです。

- 「国内酒類」・・・ビール、発泡酒、焼酎、ウイスキー他酒類製品の製造・販売
- 「国内飲料」・・・清涼飲料他の製造・販売
- 「国内食品」・・・食品、薬品の製造・販売
- 「国際酒類飲料等」・・・ビール他酒類製品、清涼飲料の製造・販売他
- 「その他」・・・外食事業、卸事業、物流事業他

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)

(単位:百万円)

	国内酒類	国内飲料	国内食品	国際 酒類飲料等	その他	調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
売上高							
外部顧客への売上高	383,013	151,465	47,633	41,044	28,504	-	651,661
セグメント間の内部 売上高又は振替高	17,775	2,530	1,019	5	26,195	△47,526	-
計	400,789	153,995	48,652	41,049	54,700	△47,526	651,661
セグメント利益又は損 失(△)	31,882	4,820	2,131	△2,421	149	△119	36,443

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△119百万円には、主として、棚卸資産及び固定資産の未実現利益の調整額等が含まれております。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

(単位:百万円)

	国内酒類	国内飲料	国内食品	国際 酒類飲料等	その他	調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
売上高							
外部顧客への売上高	220,357	90,568	24,580	20,368	15,562	-	371,438
セグメント間の内部 売上高又は振替高	10,454	1,724	476	3	14,858	△27,516	-
計	230,811	92,293	25,056	20,372	30,420	△27,516	371,438
セグメント利益又は損 失(△)	23,114	6,283	1,018	△1,819	513	△79	29,030

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△79百万円には、主として、棚卸資産及び固定資産の未実現利益の調整額等が含まれております。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第2四半期連結会計期間における、重要な発生及び変動はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 1,338.01 円	1株当たり純資産額 1,315.51 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益 33.42 円	1株当たり四半期純利益 34.96 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 33.38 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 34.94 円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	15,544	16,272
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	15,544	16,272
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	465,154	465,444
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百 万円)	—	—
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(千株)	458	272
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	—	—

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	33.40 円	1株当たり四半期純利益	27.15 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	33.38 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	27.12 円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	15,539	12,636
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	15,539	12,636
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	465,191	465,466
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)	—	—
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	398	515
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第76回総会で決議されたストックオプションについては、平成22年3月29日をもって権利行使期間満了により失効しております。	第77回総会で決議されたストックオプションについては、平成23年3月28日をもって権利行使期間満了により失効しております。

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日)

(純粋持株会社制移行に伴う会社分割)

当社は純粋持株会社制に移行するため、平成23年2月8日開催の当社取締役会において締結した、当社の100%子会社であるアサヒグループホールディングス株式会社(平成23年7月1日付で「アサヒビール株式会社」に商号変更。以下「承継会社」といいます。)との吸収分割契約に基づき、平成23年7月1日をもって当社の酒類事業を承継会社に承継いたしました。(以下、この会社分割を「本件会社分割」といいます。)

本件会社分割後の当社は、平成23年7月1日付で「アサヒグループホールディングス株式会社」に商号変更するとともに、その事業目的を純粋持株会社制移行後の事業に合わせて変更しております。

1. 純粋持株会社制への移行の背景・目的

当社を取り巻く経営環境は、国内市場が成熟化するなか、競争のグローバル化や業界再編が進むなど大きな変革の時期を迎えております。今後も経営環境の変化は加速していくものと想定され、永続的な成長を実現するためには、これまで以上に変化に対応した機動的かつダイナミックな資源配分が必要となります。

また、当社は平成21年に「長期ビジョン2015」を設定し、その実現に向けて平成24年度を最終年度とする「中期経営計画2012」に取り組んでいます。このビジョンを達成するためには、各事業部門の権限と責任の明確化や専門性の追求により事業基盤の強化を図るとともに、企業価値向上を目指した国内外の事業ネットワークの拡大が急務であると考えております。

このような状況を踏まえ、当社は純粋持株会社制への移行により、グループのガバナンス機能を強化し、グループ全体としての「ものづくり力」の育成及びグループ共通業務の集約化や専門サービス機能向上による経営インフラの強化、さらには多種多様なお客様や事業に対応できる人材の育成に取り組みます。あわせて、国内外の成長領域への大胆な資源配分を可能とする体制に移行することで、スピードをあげてグループの飛躍的な成長を目指してまいります。

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の効力発生日

平成23年7月1日

(2) 本件会社分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社であるアサヒグループホールディングス株式会社を承継会社とする物的吸収分割です。

(3) 本件会社分割に係る割当ての内容

本件会社分割に際し、承継会社は普通株式499,980株を発行し、その全てを当社に対して割当交付します。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりますが、その取扱いに変更はありません。

(5) 本件会社分割により減少する資本金等

当社の資本金に変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本件会社分割により承継会社は、当社との間で締結した平成23年2月8日付の吸収分割契約に別段の定めがあるものを除き、効力発生日において当社が営む酒類事業のために有する資産及び権利、債務及び義務並びにこれらに付随する権利義務(契約上の地位を含む)を承継します。なお、承継会社が承継する債務については、当社による重畳的債務引受けの方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件会社分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、及び本件会社分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、本件会社分割後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みにつきましては、問題ないと判断いたします。

当第2四半期連結会計期間

(自 平成23年4月1日

至 平成23年6月30日)

(海外子会社の持分譲渡)

当社は、平成23年8月2日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるASAHI BREWERIES ITOCHU (HOLDINGS) LTD. (以下、「ABIH」) が所有しておりました杭州西湖啤酒朝日(股份)有限公司(以下、「杭州ビール」)及び浙江西湖啤酒朝日有限公司(以下、「浙江ビール」)の全出資持分を、華潤雪花啤酒(中国)投資有限公司(以下、「華潤ビール」)に譲渡することに関し、同社との間で出資持分譲渡契約書を締結することを決議し、同日付でこれを締結いたしました。

1. 譲渡の理由

現在、当社の中国ビール事業においては青島ビールとの提携関係を軸に、既存ビール事業の生産性の向上とアサヒブランドの拡大を目指しており、杭州ビールについても青島ブランド製造受託による生産数量の拡大を目指しておりました。しかし、昨年11月に杭州ビールの中国側株主が保有する持分を売却することとなり、国有資産処分時の法定手続きである公開入札を実施した際に華潤ビールも入札に参加し、競売の結果同社が落札したことから、杭州ビールは当社子会社であるABIHと華潤ビールとの合弁体制となりました。

華潤ビールの持分取得以降、同社とは青島ビールも加えた3社での提携関係構築に向けて交渉を続けてきましたが、これ以上の交渉継続は杭州ビールの雇用維持に支障を与え、かつ株主が不安定な状況での企業経営継続は企業価値が減少すると判断し、今回ABIH出資持分を華潤ビールに売却することで提携関係を解消することと致しました。なお、杭州ビールの持分譲渡に際し、同社の製造子会社であります浙江ビールのABIH持分についても同時に華潤ビールへ持分譲渡を行います。

2. 売却する相手会社の名称

華潤雪花啤酒(中国)投資有限公司

3. 売却の時期

平成23年8月2日 取締役会決議、出資持分譲渡契約締結

平成23年9月末 持分譲渡

なお、本件譲渡については、関係当局の批准を得られることを前提としております。

4. 当該子会社等の名称、事業内容及び会社との取引内容

(1) 杭州ビール

(1)	名称	杭州西湖啤酒朝日(股份)有限公司
(2)	事業内容	ビールの製造販売
(3)	会社との取引内容	当社は当該会社より商品仕入し、当該会社に技術支援を行っております

(2) 浙江ビール

(1)	名称	浙江西湖啤酒朝日有限公司
(2)	事業内容	ビールの製造
(3)	会社との取引内容	なし〔(参考)杭州ビールが当該会社より商品仕入〕

5. 売却する持分の額、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

(1)	売却する持分の額	杭州ビール：出資151.8百万元(所有割合：55.0%) 浙江ビール：出資37.5百万元(所有割合：25.0%)
(2)	売却価額	杭州ビール：270百万元 浙江ビール：30百万元 合計300百万元
(3)	売却損益	特別利益として関係会社株式売却益20億円計上の見込み
(4)	売却後の持分比率	0.0%

2 【その他】

平成23年8月2日開催の取締役会において、平成23年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり第2四半期配当を行うことを決議いたしました。

①第2四半期配当金の総額 5,352,992,089円

②1株あたり第2四半期配当金 11円50銭

③支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年9月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月11日

アサヒビール株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 弘 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアサヒビール株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アサヒビール株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

アサヒグループホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 弘 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 弘 隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアサヒグループホールディングス株式会社（旧会社名 アサヒビール株式会社）の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アサヒグループホールディングス株式会社（旧会社名 アサヒビール株式会社）及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【会社名】 アサヒグループホールディングス株式会社
(旧会社名 アサヒビール株式会社)

【英訳名】 Asahi Group Holdings, Ltd.
(旧英訳名 ASAHI BREWERIES, LTD.)
(注)平成23年3月25日開催の第87回定時株主総会の決議により、平成23年7月1日付で会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 泉 谷 直 木

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役副社長 本 山 和 夫

【本店の所在の場所】 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長泉谷直木及び当社最高財務責任者本山和夫は、当社の第88期第2四半期(自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。